

消費者安全専門調査会の 今後の進め方(案)

2013年6月20日
消費者委員会事務局

1. 食品リコール テーマに至った背景
2. 食品リコールの流れとヒアリング項目
3. 確認事項(案)
4. 取りまとめのイメージ(案)
5. 第23回以降のヒアリング先(案)
6. ヒアリングのイメージ(案)

(参考資料)

- ・食品リコールの(自主回収)件数推移
- ・食品リコールの理由別事例

■背景

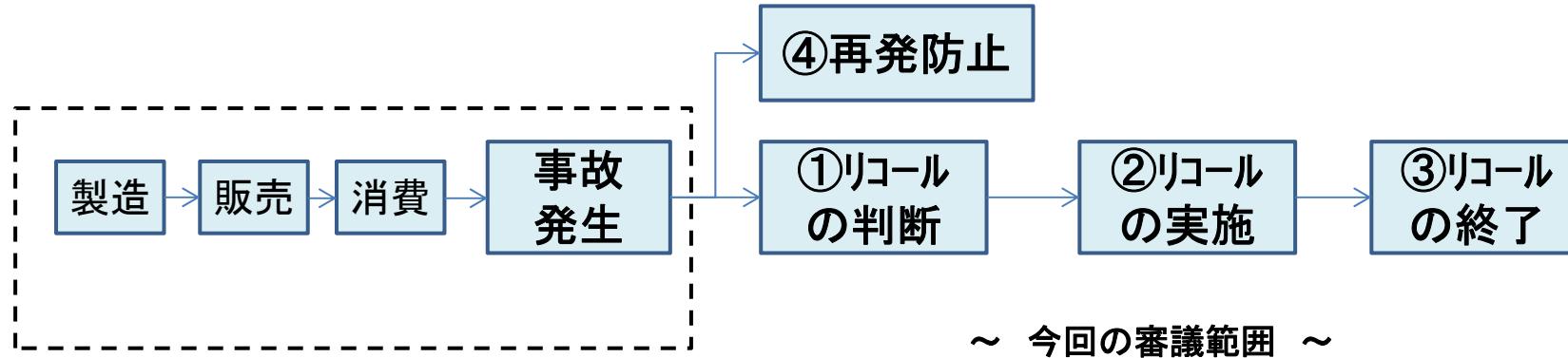
- ・前回(平成25年1月末)の報告書では、「製品以外の食品、自動車、医薬品などの議論がなされていない。」と今後の課題が挙げられていた。
 - ・自動車リコールは、親委員会で建議発出済みでフォローアップしており、一定の制度がある。
 - ・医薬品は、製造・販売業者の認定制度で把握されており、制度化されている。
- ・食品に関する法令は、消費者庁、厚労省、農水省等に所管がある。また、法執行は、地方自治体である。
- ・食品リコールのうち自主回収件数は、700～900件／年である。
 - ・アレルギー表示ミスや軽微な印刷ミス等で自主回収している例や、健康危害が重篤な例まで、幅広い理由で回収されている。
 - ・食品リコールの件数、実施理由等、統一的な指標が存在しない。



食品リコールの現状を把握し、課題を整理していく。

2. 食品リコールの流れとヒアリング項目

■食品リコールの流れ



■ヒアリング項目

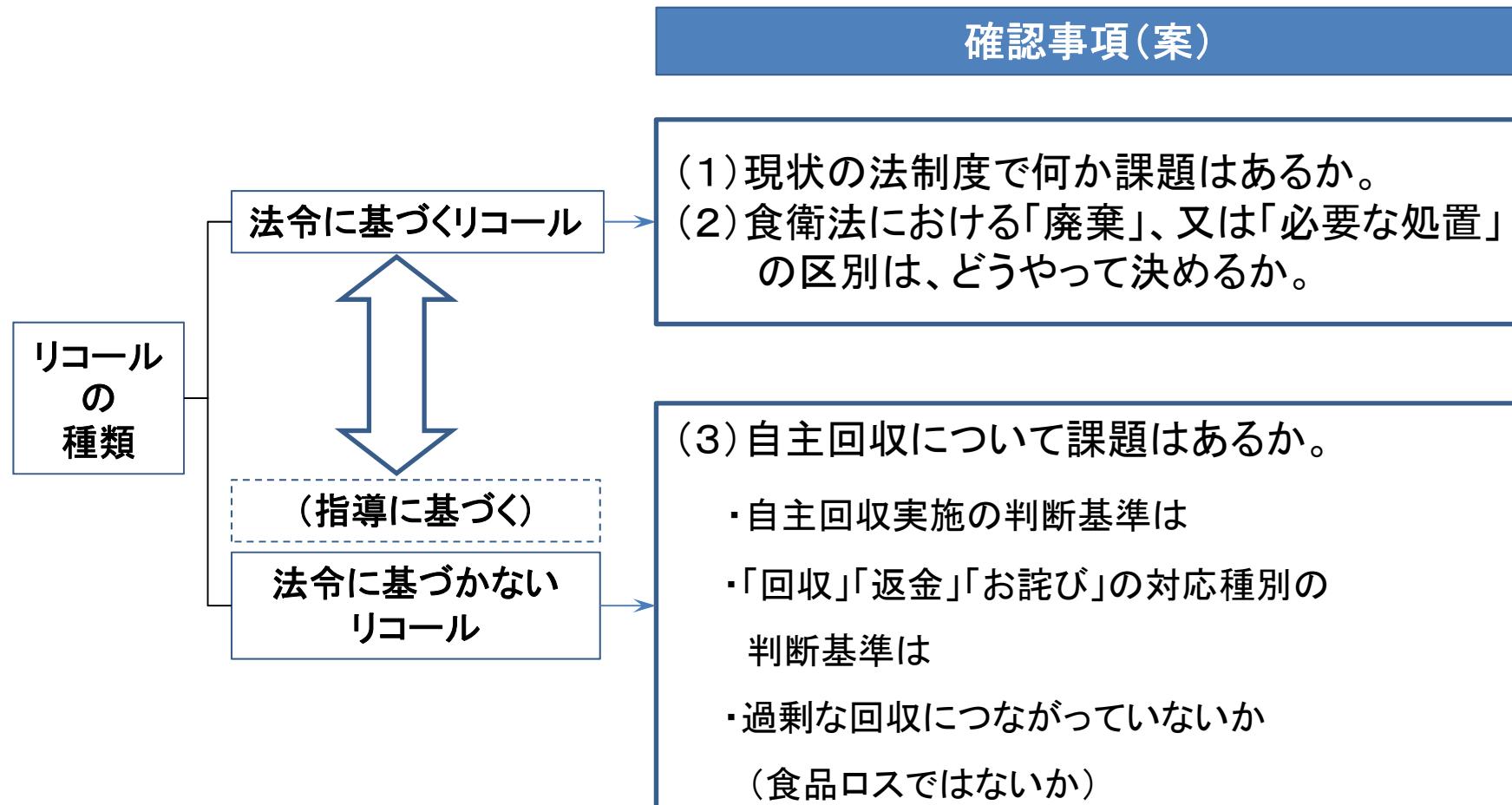
- (1) 食品リコールは、どういう基準・判断で行われているか。
- (2) 食品の特性に応じた製造事業者の食品リコールへの取組みと、その課題。
- (3) 食品の特性に応じた流通事業者の食品リコールへの取組みと、その課題。
- (4) 食品の特性に応じた消費者への情報周知は、どうあるべきか。

■ヒアリング対象(案)

- ・行政： 国(消費者庁、厚労省)、地方自治体(東京都、群馬県)
- ・事業者： 事業者団体、流通事業者、業界団体
- ・消費者： 消費者団体

3. 確認事項(案)

■「①リコールの判断」



3. 確認事項(案)

■「②リコールの実施」



確認事項(案)

- (1) リコールの範囲はどのような考え方で決めるか。
- (2) 事業者・流通事業者などの協力体制はどうか
- (3) 消費者への情報周知はどうなっているか。
- (4) 広報のあり方はどうあるべきか。
 - ・社告やHP掲載、行政への報告で良いか。

■「③リコールの終了」「④再発防止」

確認事項(案)

- (1) 回収率の考え方はどうなっているか。
- (2) 再発防止に向けた取り組みはどうなっているか？

4. 取りまとめイメージ(案)

- ・対象者からのヒアリングとそれに対する委員からの意見を下表のようなイメージで整理。

論点(案)	ヒアリング先	現状	委員からの意見
リコールの判断	行政		
	製造事業者		
リコールの実施	製造事業者		
	流通事業者		
リコールの終了・再発防止	製造事業者		
	消費者団体		

5. 第23回以降のヒアリング先(案) ※ヒアリング先、順番は、案レベル。

●第23回(6月20日(木)13:30～15:30)

・公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者団体

消費者の立場から見た食品リコールの現状と課題をヒアリング。

・全国食品安全自治ネットワーク事務局(群馬県食品安全課) 行政

全国の地方自治体とのネットワーク構築している立場から、

消費者への食品リコール情報周知がどうあるべきか。現状と課題をヒアリング。

●第24回(7月12日(金)15:30～18:00)

業界団体

事業者団体

●第25回(7月29日(月)13:00～15:30)

流通事業者

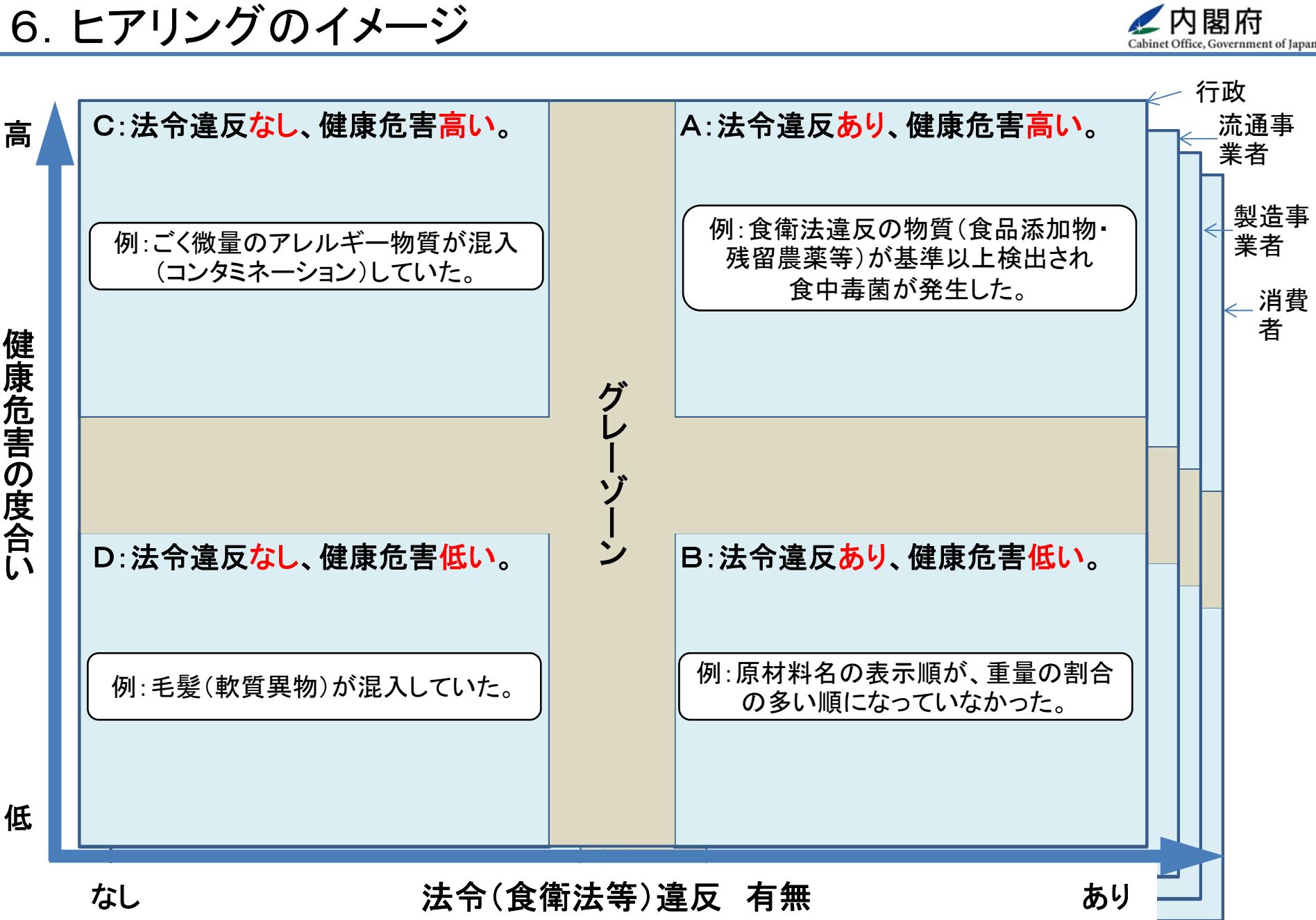
・消費者庁 消費者安全課 行政

現状と課題をヒアリング。

●第26回(8月22日(木)15:30～18:00)

・現状の整理についての議論

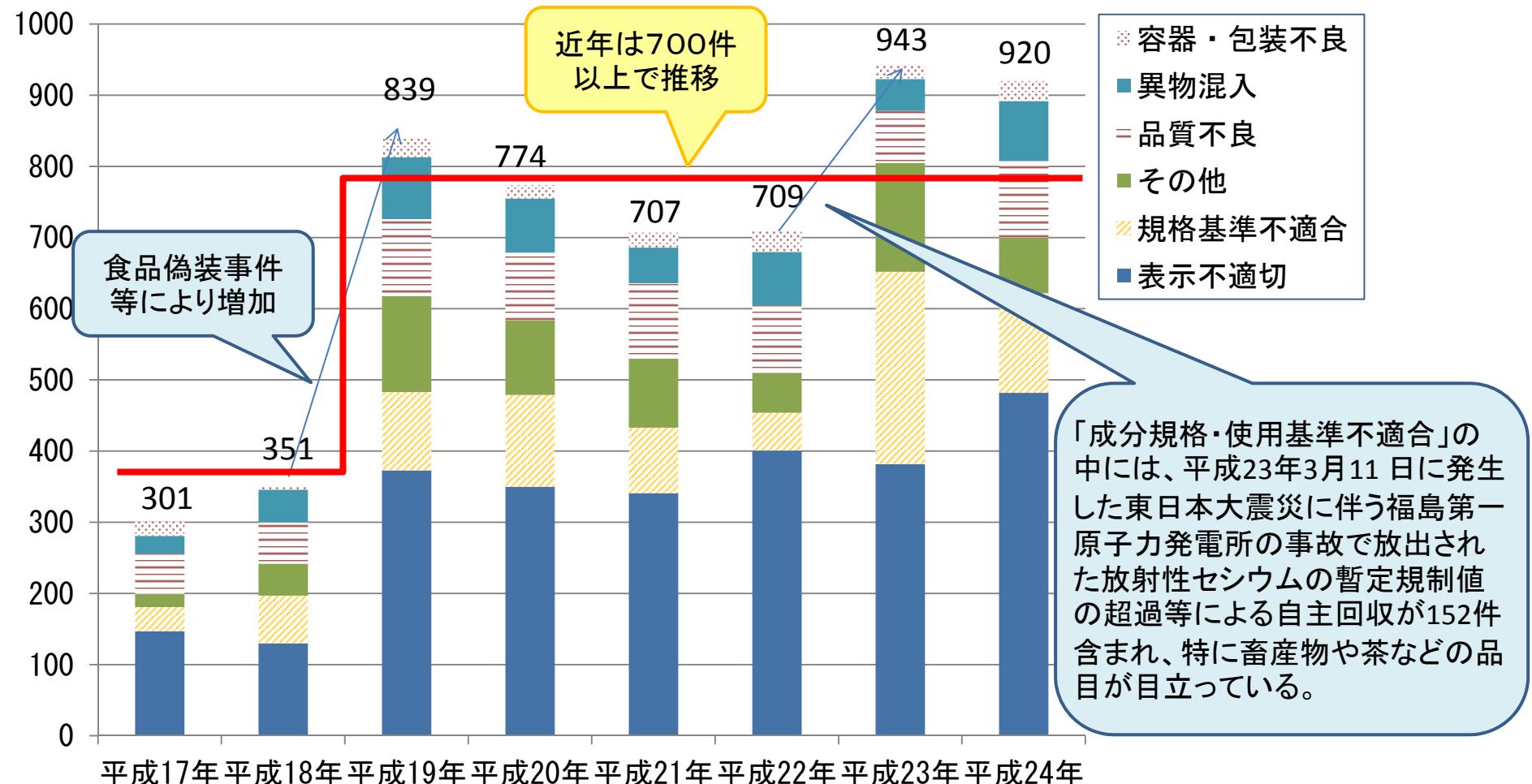
6. ヒアリングのイメージ



(参考資料)

食品リコールの(自主回収)件数推移

農林水産消費安全技術センター(FAMIC)のホームページにて、食品リコールの情報を確認できる。
「表示不適切」や「異物混入」等、様々な理由で回収・返金等が告知されていることが分かる。



出典元:
農林水産消費安全技術センター
(FAMIC)

■「規格・基準不適合」事例①

【件名】 浅漬けによるO157食中毒の発症

【時期】 2012年8月

【概要】

2012年7月29日から31日に製造した「白菜きりづけ」が原因でO157食中毒が発生した。

【対応】 **自主回収（3日後に、札幌市保健所より営業禁止処分）**

新聞、TVニュースなどで報道あり。

参考資料：厚生労働省HPより

(食品衛生分科会食中毒・食品規格合同部会資料(2012/10/1))

■「規格・基準不適合」事例②

【件名】 中国産ウーロン茶の自主回収

【時期】 2012年12月

【概要】

茶葉から食品衛生法の基準を超える残留農薬が企業の自主検査時に検出された。

・フィプロニル(基準値0.002ppm)に対し、0.05ppm

・インドキサカルブ(基準値0.01ppm)に対し、0.05ppm

食品衛生法の基準値を超えていたが、ADIが低いため、お茶を飲んでも健康被害は発生しない。お茶からは不検出であった。

【対応】 **回収(着払い) + 代金を送付
自社HP、販売店店頭にてお知らせ**

参考資料：東京都福祉保健局
食品の自主回収情報HPより

■「表示不適切(期限表示の誤記)」事例①

【件名】昆布加工品の賞味期限誤記

【時期】2013年6月

【概要】賞味期限を誤記載してしまった。

(正)「2013. 12／NC」 ⇒ (誤)「2103. 12／NC」

【対応】事業者へ着払い送付 ⇒ 代替品送付
事業者HPにてお知らせ

参考資料: 東京都福祉保健局
食品の自主回収情報HPより

■「表示不適切(期限表示の誤記)」事例②

【件名】無添加プルーンの賞味期限誤記

【時期】2013年6月

【概要】A社が輸入・販売しているB社製のプルーンにおいて賞味期限に誤りがあった。

(正)「2014. 05. 26」 ⇒ (誤)「2014. 06. 26」 ←1か月長く表示してしまった。

【対応】購入店に持参後、交換または返金
又は、事業者へ着払い送付 ⇒ 返金
販売店舗のHP、販売店店頭にてお知らせ

参考資料: 東京都福祉保健局
食品の自主回収情報HPより

■「表示不適切(アレルギー表示)」事例

【件名】 準チョコレート菓子

【時期】 2013年6月

【概要】 アレルギー物質「卵」の表示欠落(食衛法第19条第2項違反)
(卵アレルギーを持っている方が喫食した場合、アレルギー症状発生の可能性あり)

【対応】 **回収(着払い) + 返金**
事業者HP、販売店頭によるお知らせ実施

参考資料: 東京都福祉保健局
食品の自主回収情報HPより

■「品質不良」事例

【件名】 焼鮭フレークの品質不良

【時期】 2012年12月

【概要】 ビン蓋の不良及び殺菌が不十分である可能性が判明した。

【対応】 **「店舗での返金」または、「回収(着払い) + 代替品を返送」**
店頭POP表示、事業者HP、新聞社告によるお知らせ実施。

参考資料: 東京都福祉保健局
食品の自主回収情報HPより

■「異物混入」事例

【件名】 チョコレート菓子に異物混入

【時期】 2013年2月

【概要】 生産機器の破損により、金属異物が混入した可能性があるため。
(金属異物が混入した食品を喫食した場合、口腔内裂傷の可能性あり)

【対応】 **購入店に持参後、返金又は代替品と交換**
販売店店頭でお知らせ

参考資料: 東京都福祉保健局
食品の自主回収情報HPより

■「容器・包装不良」事例

【件名】 焼き菓子の包装不良

【時期】 2012年10月

【概要】 包装機の整備不良により、ピンホールが発生した。
(カビ発生の恐れあるため、健康被害の可能性あり)

【対応】 **回収**(返金や代替品返送 等の記載なし)

参考資料:一般社団法人インターネットより